奈良県告示第五百六十四号

都市計 画 事業の 画法 (昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、 事業計 画 \mathcal{O} 変更を認可した。 次のとお

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 施行者の名称

斑鳩町

一 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業斑鳩町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

変更後 0 事業施行 期間 平 ·成四年 月二十七 日 から平成三十七年三月三十 一日まで

四 事業地

変更後の事業地

(一 収用の部分

な

| 使用の部分

号、 北 丁目及 丁目 南五丁目、 龍田北二丁目、 留九丁目、 第四百号の事業地のうち斑鳩町阿波一丁目、 平成十五年四月奈良県告示第四十二号、 平成四年三月奈良県告示第五百六十六号、 平成二十三年三月奈良県告示第四百二十七号及び平成二十六年三月奈良県告示 i 目及 貞 び法隆寺南二丁目地内におい 服部二丁目、 び 龍田 興留東一丁目、 法隆寺南三丁目、 目安北二丁目を加える。 南六丁目、 龍田北四丁目、 法隆寺二丁目、 龍田西五丁目、 小吉田一丁目、 法隆寺北 龍田北五丁目、 て事業地を変更し 法隆寺東一丁目、 _ 平成二十二年二月奈良県告示第三百三十四 丁目 龍田西六丁目、 幸前二丁目、 稲葉車瀨一丁目、 平成十年五月奈良県告示第百十一号、 龍田南三丁目、 法隆寺北二丁 法隆寺西二丁目、 斑鳩 神南四丁目、 龍田西七丁目、 目 町 稲葉車瀨二丁目、 龍 龍田南四丁目、 田北三丁目、 目安四丁 髙安西一丁目 法 龍田 隆寺西三 目安 東福